

令和元年第9回農業委員会総会議事録

令和元年9月13日（金）第9回総会を市役所南庁舎3階大会議室に招集した。

農業委員 16人

会長	18番	逸見 力士	会長職務代理者			
2番		清原 保	3番	大原 砂利	4番	三上 雄二
5番		谷川内 茂	6番	倉脇 敏弥	7番	眞壁 勲二
8番		神山 順一	9番	川上 憲次	10番	久保木 誠
			12番	山田 條一	13番	小田 正廣
14番		奥山 亮	15番	橋本 澄男	16番	藤澤 和利
17番		仲田 清志				

推進委員 9人

1番	小西 堅	2番	山本 計博		
4番	溝尾 美恵子	5番	三輪 金樹	6番	長岡 保義
7番	後藤 保夫	8番	井上 光男	9番	鈴江 寛
10番	奥津 忠和				

欠席委員 3人

1番	谷岡 收藏	11番	藤本 彰	推3番	泉 登
----	-------	-----	------	-----	-----

議事

議案第41号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第42号	農地法第4条の規定による許可申請について
議案第43号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第44号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による許可申請について
議案第45号	現況証明にかかる現況認定について

報告事項

農地法施行規則第29条の規定による届について
農地法施行規則第53条の規定による許可を要しない転用について
法務局照会について
完了届について

協議事項

その他

事務局職員（書記）

事務局長	小川 泰典
次長	竹村 陽子

(開会時刻 午前9時30分)

竹村次長	<p>それでは、新見市農業委員会第9回総会を開催致します。</p> <p>本日の出席は25名、欠席は1番谷岡代理、11番藤本委員、推進委員3番泉委員です。事務局ですが、藤井主幹、滝口主査が9月豪雨災害の対応で欠席させて頂いております。</p> <p>それでは逸見会長から挨拶をお願いします。</p>
会 長	<p>皆さん、改めましておはようございます。先般の豪雨で被害に遭われた方に心よりお見舞申し上げます。又、関東地方では台風被害で未だ停電が続き、断水などの不便な生活を送られています。今から涼しくなりますが、我々も水分を補給し健康に留意しながら、利用状況調査、現地確認等、職務を遂行してください。来月は県全体の研修会、11月には当委員会の視察研修がありますので、出席して頂きますようよろしくお願い致します。本日もよろしくお願い致します。</p>
竹村次長	<p>ありがとうございました。続いて「農業委員会憲章」の唱和を行います。今回は10番久保木委員に先導をお願い致します。</p>
久保木委員	<p>「農業委員会憲章」の先導</p> <p>(全員、農業委員会憲章 唱和する。)</p>
竹村次長	<p>ありがとうございました。それでは、ここからの進行は会長よろしくお願い致します。</p>
会 長	<p>恒例により議長を務めさせていただきます。円滑な議案審議にご協力をよろしくお願い致します。</p> <p>それでは日程1「議事録署名委員の決定」を行います。</p> <p>本日議事録署名委員は5番谷川内委員、6番倉脇委員にお願い致します。</p> <p>続いて、日程2「議事」に入ります。</p> <p>議案第41号農地法第3条の規定による許可申請について事務局の説明をお願いします。</p>
小川局長	<p>今月は農地法第3条の申請が2件ありました。1番は現地調査を8月26日に行いました。場所は神郷油野、現況地目は田畑12筆、贈与により所有権移転するというものです。作物は水稻、野菜、作業従事者は3名となっております。第3条2項各号の該当状況ですが、1号の「全部効率利用」ですが、機械、従事者等も揃っており農地のすべてを効率的に利用できるものと思われま。2号ですが譲受人は個人であり該当致しませ</p>

ん。3号も信託ではないので該当致しません。4号「農作業常時従事」ですが譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる為、該当致しません。5号の下限面積ですが当該地区の20aを超えているので該当致しません。6号の貸借にも値しません。7号の地域調和ですが、高齢で耕作できないために親から子へ贈与するものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。以上、この所有権移転については、申請書類は揃っており、取得後の農地を全て利用すること、機械、労働力なども問題なく面積要件も満たしていること、また、家族間の贈与であり、地域調和も支障ないことなどから、農地法第3条2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

会 長 この件について関係地区委員の説明を求めます。

大原委員 9月7日に橋本委員、井上委員と私、申請人とで現地調査いたしました。理由は高齢で耕作できないということでしたが、まだ74歳なのですが持病があり大変なのだと思います。場所は●●●から県道を上に10分くらいの所です。問題はないと思います。

会 長 事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

会 長 ご意見等ございませんので、議案第41号1番に賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

会 長 全員賛成と認め申請のとおり決定と致します。続いて議案第41号2番の許可申請について事務局の説明をお願いします。

小川局長 2番は現地調査を8月28日に行いました。場所は哲西町矢田、現況地目は畑、贈与により所有権移転するというものです。作物は野菜、作業従事者は2名となっております。第3条2項各号の該当状況ですが、まず5号の下限面積ですが当該地区の20aを超えているので該当致しません。次に7号の地域調和ですが譲受人と譲渡人は親戚関係で譲受人の希望で贈与するものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。第1号か

	<p>ら4号、6号についても該当はありません。以上、この所有権移転については、申請書類は揃っており、取得後の農地を全て利用すること、機械、労働力なども問題なく面積要件も満たしていること、また、親戚間の贈与であり、地域調和も支障ないことなどから、農地法3条2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。</p>
会 長	<p>この件について関係地区委員の説明を求めます。</p>
三上委員	<p>9月11日に谷川内委員、奥津委員と私、申請人とで現地調査いたしました。場所は●●●●●線から哲西町に入り●●●●●の●●●●●を左に行き100m行くと●●●●●の踏切があり、そのすぐ左手前の細長い畑でした。問題ないと思います。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
会 長	<p>ご意見等ございませんので、議案第41号2番に賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p>
会 長	<p>全員賛成と認め申請のとおり決定と致します。続いて議案42号農地法第4条の規定による許可申請について事務局の説明をお願いします。</p>
小川局長	<p>今回、農地法第4条の申請は2件です。1番の場所は哲多町蚊家、確認を8月28日に行っています。現況地目は畑、転用目的は農地改良、転用理由は嵩上げして農作業の効率化を図るというものです。工事期間は許可日から1年間です。この申請地は農用地域内にある農地ですが、嵩上げして農作業の効率化を高めるための農地改良であり、例外許可規定の「仮設工作物の設置その他の一時的な利用であり農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがない」に該当することから転用目的は問題ないと考えます。また、被害防除計画も適正であり、周辺農地への影響はなく、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、土地造成費は記載の通りで全て自己資金です。</p>
会 長	<p>この件について関係地区委員の説明を求めます。</p>

奥山委員	<p>9月10日、川上委員、鈴江委員と私で現地調査いたしました。場所は●●●●●から東へ500m行った所です。現在、水の便利が悪いのと日当たりが悪いので嵩上げして使い易い農地にしたいということでした。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
会 長	<p>ご意見等ございませんので、議案第42号1番に賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p>
会 長	<p>全員賛成と認め申請のとおり決定と致します。続いて議案42号農地法第4条2番について事務局の説明をお願いします。</p>
小川局長	<p>2番の場所は哲多町矢戸、現地調査は8月28日に行いました。現況地目は原野、転用目的は農地改良です。理由ですが、嵩上げして農作業の効率化を図るということです。工事期間は許可日から10ヶ月です。この申請地も農用地区域内にある農地ですが、嵩上げして農作業効率を図るための農地改良であり、例外許可規定の「仮設工作物の設置その他の一時的な利用であり農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがない」に該当することから転用目的は問題ないと考えます。また、被害防除計画も適正であり、周辺農地への影響はなく、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、土地造成費は記載の通りで全て自己資金です。</p>
会 長	<p>この件について関係地区委員の説明を求めます。</p>
奥山委員	<p>同じく9月10日、川上委員、鈴江委員と私で現地調査いたしました。場所は●●●●●のすぐ隣です。農地として整備して、将来は葡萄を植えたいということでした。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p>
後藤委員	<p>現況が原野なのに、どうして農業振興地域になっているのですか。それと現況主義でいくのですから、原野を農地とみなして行うのですか。</p>

	す。
後藤委員	原野が農地法上で農地か。その答えはおかしいのではないですか。 これから出る現況証明は農地法上では農地ですか。現況が違うからこれは農地かどうかと証明するのでしょうか。
小川局長	ここについては課税上のものを載せていました。農地法では畑です。
後藤委員	農地法で畑なら、現況は畑でしょう。申請を受けた時によく確認して下さい。
小川局長	すみません。ここの現況は畑に訂正させていただきます。
会 長	奥山委員の理由からも畑ということをお願いします。ほかにご意見等ございませんか。
久保木委員	土地造成費がかなり高額に載っていますが、面積も広いですが相当な高低差があるのですか。
小川局長	高さが2.5mで造成費もその額で申請されています。
会 長	ほかにご意見ご質問はありませんか。ほかにご意見等ございませんので、議案第42号2番に賛成の方は挙手をお願い致します。 (全員挙手)
会 長	全員賛成と認め申請のとおり2番は許可妥当と致します。1番については、面積が30a未満のため、県農業会議への諮問は任意となりますが、諮問不要としてよろしいか。 (全員承諾)
会 長	なお、2番につきましては、面積が30aを超えるため、県農業会議への諮問が必要となりますが、諮問会議において許可妥当と認められた場合、総会を省略して会長名で許可することをご了承ください。 続いて議案第43号農地法第5条の規定による許可申請について事務局の説明をお願いします。
小川局長	今回、第5条の申請は4件です。現地確認は8月21日に行いました。

1 番の申請地は石蟹、現況地目が畑、転用目的は庫裡及び駐車場です。転用理由は、現在の庫裡が手狭なため新たに庫裡を建設するとともに、参拝者の利便性の向上を図るため駐車場を整備するという事です。契約の種類は、売買による所有権移転で、価格は記載の通りで、工事期間は令和元年 11 月 1 日から令和 3 年 1 2 月 3 1 日です。建ぺい率は 4 1 . 8 2 % です。この申請地は、農振農用地から除外したもので甲種農地・第 1 種農地、第 3 種農地のいずれの要件にも該当しない農地で第 2 種農地と考えます。このたび現在ある庫裡が手狭なため、建設を検討したところ、施設の背面が山林地のため改築工事が困難なため、やむをえず申請地に新たに庫裡を新築し、合わせて参拝者の利便性の向上を図るため駐車場を設置するものであって、申請地に代えて利用できる適当な土地がなく、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。資金計画については、土地造成費及び建築費は記載の通りで全て自己資金であります。

会 長

この件について関係地区委員の説明を求めます。

藤澤委員

9 月 8 日に会長と三輪委員と私とで現地調査いたしました。場所は、●●へ渡る踏切の反対側の山裾のお寺のすぐ下です。そこが 3 段くらいの畑になっており、そこを造成して一番下に庫裡を建て、その上を駐車場にするということです。その一番上は 2 , 3 年前に駐車場を広げた場所です。

会 長

事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

会 長

ご意見等ございませんので、議案第 4 3 号 1 番に賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

会 長

全員賛成と認め申請のとおり決定と致します。続いて関連がありますので 2 番、3 番合わせて事務局の説明をお願いします。

小川局長

2 番、3 番、合わせて説明します。現地確認は 8 月 2 8 日に行いました。場所は足立、現況地目が原野となっておりますが、先程と同様、田、畑に訂正をお願いします。田が 8 筆、畑が 6 筆の 1 4 筆です。転用目的は鶏舎新設です。転用理由は、鶏舎 6 棟、堆肥舎 1 棟、焼却建屋・灰置場、管理棟 1 棟、ガス庫 1 基、汚水処理槽 1 基、発電機 1 基、飼料タンク 6 基を新

	<p>設するためです。契約の種類は、売買による所有権移転で、価格は記載の通りです。工事期間は許可日から令和3年7月31日です。建ぺい率は28.84%です。この申請地は14筆の内12筆が農振農用地から除外したもので残りの2筆と合わせて、甲種農地・第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地で第2種農地と考えます。場所は昨年10月に同様の5条申請で養鶏場として転用許可をしている所の西よりに位置する一帯で、今回も養鶏のための鶏舎及び付帯設備を設置するものであり、例外許可規定の「農業用施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設その他地域の農業の振興に資する施設」に該当すること、また、所有する土地で申請地に代えて利用できる適当な土地はなく、土地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、被害防除計画も適正であり、周辺も住宅用地で他への影響はなく、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画については、土地造成及び建築費は記載の通りで全て自己資金であります。</p>
会 長	<p>この件について関係地区委員の説明を求めます。</p>
大原委員	<p>9月7日に橋本委員と井上委員と譲渡人と私とで現地調査いたしました。去年と今年出された3工区目の養鶏舎の件で何の問題もないと思います。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p>
後藤委員	<p>現況は何ですか。</p>
会 長	<p>現況は原野ですが。</p>
後藤委員	<p>早く言えば、5条申請しないでも現況証明で農地以外にすれば何でもない話ではないのですか。農業委員会に出す必要がないのではないのですか。</p>
小川局長	<p>先程申し上げたとおり、この地目は課税上の地目を書いていました。</p>
後藤委員	<p>農業委員会は現況が主です。議案45号にある現況認定はどうするのですか。いくら提出しても課税上は農地ですか。違うでしょう。これを出したら、その証明書を持って法務局で登記すれば現状が変わるということでしょう。農地でない証明をするのが現況証明です。課税上も雑種地などになっているから、それは違うということでも現況証明で変えて下さいという話でしょう。証明を持って行けば登記は済みます。あくまで農業委員会は</p>

	農地が対象でしょう。
小川局長	議案に誤りがあり、訂正させていただきたいと思います。
後藤委員	登記上困るから、台帳が田畑になっているから出しているだけなので、現況証明をすればよいという指導をしてあげて下さい。
大原委員	地籍調査で原野としたのか確認したのですが、農家台帳から引っ張ったと言われたので、どこかでミスがあったのかという気がします。
後藤委員	農家台帳は原野でしょう。農家台帳、即、固定資産税の評価額にマッチしている。農家台帳といいながら税務課の課税と同じ。別々にはしていない。そこで指摘をしてあげてほしいと言っているのです。
小川局長	今後気をつけます。
溝尾委員	この件は5月17日に現況証明の現況認定ということで、●●さん、●●さんが出されています。
会 長	3番の方は5月に現況認定をされています。今後、慎重に検討願います。ほかにご意見ご質問ありませんか。ないようですので議案第43号2番、3番について賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
会 長	全員賛成と認め申請のとおり決定と致します。続いて4番の事務局の説明をお願いします。
小川局長	4番、場所は大佐永富で、8月26日に確認しました。現況地目は畑、転用目的は露天駐車場で、転用理由は自宅敷地内の駐車スペースが狭く来訪者の駐車する場所がないため申請地を譲り受け、駐車場として利用するという事です。契約の種類は売買による所有権の移転で価格は記載のとおりです。工事期間は令和元年10月1日から6ヶ月間です。この申請地ですが、甲種農地・第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地で第2種農地と考えます。現在、譲受人の自宅にある駐車場が狭く、来訪者の駐車する場所がないため自宅近くの申請地を譲り受け、露天駐車場として申請地以外に適当な場所はなく、土地区分と転用目的は問題ないと考えます。又、被害防除計画も適正であり、周辺農地への影響はなく、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画については、土地造成

	費は記載の通りで、全て自己資金であります。
会 長	この件について関係地区委員の説明を求めます。
久保木委員	9月8日に山田委員と後藤委員と申請者と私で現地調査いたしました。場所は旧道の●●●●●の●●●を上に行き、小阪部川の橋を渡り200m●●寄りに用水路があり、そこを右折し200m下った所の2軒目の住宅の前です。今までは近所の家の前を歩いて自宅に入っていたが、そこが売りに出されたので申請地に進入路を作り、残りを露天駐車場にするということです。
会 長	事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。 (意見、質問なし)
会 長	ご意見等ございませんので、議案第43号4番に賛成の方は挙手をお願い致します。 (全員挙手)
会 長	全員賛成と認め申請のとおり決定と致します。 なお、1番と4番の案件につきましては、面積が30a以下のため、県農業会議への諮問は任意となりますが、諮問不要としてよろしいか。 (全員承諾)
会 長	また、2番、3番の案件につきましては、面積が30aを超えるため、県農業会議への諮問が必要となりますが、諮問会議において許可相当と認められた場合、総会を省略して会長名で許可することをご了承ください。 続きまして議案第44号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による許可申請について事務局の説明をお願いします。
竹村次長	今回、新規の貸付はありませんでした。再設定の貸付は3件出ております。いずれも今まで耕作されてきたものの継続であり問題ないと思われま
会 長	再設定について事務局の説明が終わりましたが、関係地区委員より補足説明はありますか。

	(ありません)
会 長	再設定についてご意見、ご質問はございませんか。 ご意見ご質問等ございませんので、議案第44号再設定の案件に賛成の方は挙手をお願い致します。
	(全員挙手)
会 長	全員賛成と認め再設定は決定と致します。続きまして議案第45号現況証明にかかる現況認定について事務局の説明をお願いします。
小川局長	今回9件あります。1番、場所は井倉、確認を8月21日に行いました。現況地目は雑種地及び公衆道路6筆で、理由は昭和40年から日鉄鉱業㈱の社宅用地及び進入路用地として利用していたが、平成2年頃に取り壊し、①から⑤は雑種地、⑥は公衆用道路となっているというものです。2番、場所は草間、確認を8月22日に行いました。現況地目は原野3筆、理由は長年耕作しておらず、雑木が生え原野となっているというものです。3番、場所は草間、2番の隣になります。確認を8月22日に行いました。現況地目は原野6筆、理由は長年耕作しておらず、雑木が生え原野となっているというものです。4番、場所は草間、確認を8月5日に行っています。現況地目は原野2筆、理由は長年耕作しておらず、雑木が生え原野となっているというものです。5番、場所は豊永佐伏と豊永宇山、現況地目は原野7筆、確認を8月6日に行っています。理由は岡山市に住んでおり、長年耕作しておらず、雑木が生え原野となっているというものです。6番、場所は豊永佐伏、確認を8月6日に行っています。現況地目は原野2筆、理由は長年耕作しておらず、雑木が生え原野となっているというものです。7番、場所は豊永佐伏、現況地目は原野4筆、理由は長年耕作しておらず、雑木が生え原野となっているというものです。8番、場所は豊永宇山、現況地目は原野5筆、理由は長年耕作しておらず、雑木が生え原野となっているというものです。9番、場所は哲西町上神代、確認を8月28日に行っています。現況地目は原野4筆、理由は昭和52年10月に父が亡くなり、その後母が一部耕作していたが、平成に入り母も耕作不能になり、原野となっているというものです。
会 長	この件について関係地区委員の説明をお願いします。
藤澤委員	1番、9月8日、会長、三輪委員、申請者と私の4人で現地確認しました。場所は井倉の●●●●、●●●●の前側の●●●●寄りの土地であり、記載の通り●●●●の住宅用地、進入路と確認しています。

会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。1番についてご意見、ご質問はございませんか。ご意見ご質問等ございませんので、議案第45号1番の認定に賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p>
会 長	<p>全員賛成と認め認定と致します。続きまして2番、3番、4番についてお願いします。</p>
神山委員	<p>現地確認を9月8日に藤本委員、清原委員と私で行いました。場所は、●●●●●から南へ直線距離で2kmの●●地区です。現況はカズラ等が上り原木も生え始め、原野であると認めています。</p>
会 長	<p>2番、3番、4番についてご意見、ご質問はございませんか。ご意見ご質問等ございませんので、議案第45号2番、3番、4番の認定に賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p>
会 長	<p>全員賛成と認め認定と致します。続きまして5番、6番、7番、8番についてお願いします。</p>
清原委員	<p>9月8日に藤本委員、神山委員と私で現地確認を行いました。場所は旧道から豊永に入って、●●●を右に●●方面を500m南へ行き、4つの集落があり市道より右側が字佐伏、左側が字宇山です。同地区ですが字が別々になっています。私が7月3日の事前に話を聞き、8月の農地パトロールの際に見て頂いた場所です。雑木が生えた状態でした。</p>
会 長	<p>5番、6番、7番、8番についてご意見、ご質問はございませんか。ご意見ご質問等ございませんので、議案第45号5番、6番、7番、8番の認定に賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p>
会 長	<p>全員賛成と認め認定と致します。続きまして9番についてお願いします。</p>
三上委員	<p>9月11日に谷川内委員、奥津委員と私で現地確認を行いました。場所</p>

	は●●●●●●横を左に上がった所、4筆とも木が生えていました。
会 長	9番についてご意見、ご質問はございませんか。
後藤委員	現況証明を出したら登記をするということですが、その辺の指導はされているのですか。課税上の問題なら、税務課に申請すれば確認してくれるはずです。農業委員会で現況証明を出すということは、登記上の地目を変更するのが目的なので、その指導はしてあげて下さい。
小川局長	わかりました。
会 長	現況証明をすると証明書が出ますね。
小川局長	証明書を発行しますので、発行の時に指導します。
会 長	ほかにご意見ご質問ありませんか。ないようですので、議案第45号9番の認定に賛成の方は挙手をお願い致します。
	(全員挙手)
会 長	全員賛成と認め認定と致します。 ここで10分間休憩を取ります。(10:30~10:40)
会 長	時間がまいりましたので再開します。続いて報告事項、農地法施行規則第29条の届について事務局の説明をお願いします。
小川局長	今回は1件あります。場所は哲西町上神代、確認を8月5日に行っています。目的は籾乾燥用倉庫、面積は80㎡、工期は令和元年8月10日から令和元年9月10日です。理由は籾乾燥施設を新設するということです。
会 長	この件について関係地区委員の確認報告をお願いします。
三上委員	確認日は9月11日、谷川内委員、奥津委員と私で行いました。場所は●●●●●●線を●●に入ってからすぐの最初の家を右手に入り、その集落に自宅があり、さらに右に行った所です。
会 長	次に農地法施行規則第53条の規定による許可を要しない転用について事務局の説明をお願いします。

小川局長	<p>今回は2件出ています。1番、場所は神郷油野、確認を8月23日に行っています。現況地目は道路、転用目的は携帯電話無線基地局の新設で、転用理由は当該地域の携帯電話サービスの向上を図るためです。契約の種類は賃貸借権の設定で、工事期間は令和元年11月1日から令和元年12月31日です。続いて2番も確認を8月23日に行っています。場所は哲西町上神代、現況地目は田、転用目的、理由、契約の種類は1番と同様です。工事期間は令和元年9月15日から令和元年10月31日です。</p>
会 長	<p>この件について関係地区委員より説明をお願いします。</p>
大原委員	<p>1番の確認を9月7日に橋本委員、井上委員と私と3人で行いました。場所は●●●●●●●の入口です。</p>
三上委員	<p>2番の確認を9月11日に谷川内委員、奥津委員と私と3人で行いました。場所は●●●●●●線、●●をさらに1km進み、●●方面の●●●●●右の集落一番奥にある集会所の先、右手にありました。</p>
会 長	<p>続いて法務局照会について事務局の説明をお願いします。</p>
小川局長	<p>今回は1件出ています。場所は井倉、確認を7月30日に行っています。現況地目は雑種地、理由は20年以上前から道路敷として利用され、現在に至っているというものです。</p>
会 長	<p>この件について関係地区委員より報告をお願いします。</p>
藤澤委員	<p>確認を8月3日に行いました。場所は法曾の●●●から300m左に行き、また100m右に入った所です。前回、交換の物件が出た所です。</p>
会 長	<p>続いて完了届について事務局の説明をお願いします。</p>
竹村次長	<p>今回、完了届は11件出ています。11件中8件が携帯電話無線基地局への転用の完了です。また、14ページの4番農地法第5条による養鶏場及び倉庫への転用の完了。16ページの9番農地法第4条による農地改良による嵩上げで一部完了。11番農地法第5条による宅地への転用の完了です。</p>
会 長	<p>この件について関係地区委員より確認日報告と補足説明があればお願</p>

	いします。1番より順次お願いします。
倉脇委員	1番、8月7日に確認しました。完成していました。
小西委員	2番、9月5日に確認しました。完成していました。
仲田委員	3番、9月13日に確認しました。できていました。
大原委員	4番、9月7日に確認しました。完成していました。
橋本委員	5番から8番、9月8日に確認しました。全て完成していました。
奥山委員	9番、10番、9月10日に確認しました。完成していました。
谷川内委員	11番、9月11日に確認しました。
会 長	続きまして日程3協議事項に入ります。事務局から何かありますか。
竹村次長	事務局から協議を1件お願いします。 ・視察研修について
会 長	その他ですが、事務局よりお願いします。
竹村次長	連絡事項 ・利用状況調査について（9月豪雨災害に関連して）
竹村次長	次回の日程は10月11日（金）の午前9時30分から南庁舎1階C会議室で開催します。11月12日（火）も同じく9時30分からで場所も南庁舎1階C会議室で開催します。
会 長	他に皆さんからご意見、ご質問はございませんか。ないようですので、以上をもちまして、第9回新見市農業委員会総会を閉会いたします。

（閉会時刻 午前11時10分）